人事異動

内　閣

（内閣府再就職等監視委員会事務局長）内閣府事務官　吉住夕起や

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房行政改革推進室室員を免ずる（三月二十一日）　池田　修

国家公務員倫理審査会会長に任命する　石川威一郎

（警察庁警備局付）警視長

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官を命ずる（以上三月三十日）

外　務　省

（在オーストラリア日本国大使館参事官（公使））外務事務官　五十嵐正博

辞職を承認する（三月二十九日）

運輸安全委員会

（事務局首席航空事故調査官）国土交通技官　知場　勝

（事務局首席地方事故調査官）同　向山　裕則

（同）同　河本　和夫

（事務局参事官）国土交通事務官　野村　優

定年退職（各通）（三月三十一日）

（国土交通省東京航空局保安部長）国土交通技官　工藤　正博

事務局首席航空事故調査官に転任させる

（事務局次席船舶事故調査官）同　西村　敏和

（事務局次席地方事故調査官）同　大山　繁樹

事務局首席地方事故調査官に昇任させる（各通）

（事務局総務課広報室長）国土交通事務官　大倉　正義

事務局参事官に昇任させる（以上四月一日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、本邦駐箚ボツワナ国特命全権大使プラエンテ・トゥメディソ・ケノシ逝去につき、三月三十日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成24年４月３日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　青苗地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成24年４月３日から平成24年４月23日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局函館開発建設部及び奥尻町役場

２　元稲府地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　平成24年４月３日から平成24年４月23日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局網走開発建設部及び雄武町役場

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月二十九日（木）

○一般案件

一、平成二十四年度一般会計歳入歳出暫定予算概算について（決定）（財務省）

一、平成二十四年度一般会計暫定予算
一、平成二十四年度特別会計暫定予算
一、平成二十四年度政府関係機関暫定予算
　について（決定）（財務省）

三月三十日（金）

○一般案件

一、郵政改革法案、日本郵政株式会社法案及び郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の撤回について（決定）（内閣官房・金融庁・総務・財務省）

一、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（決定）（財務省・内閣官房・内閣府本府・復興庁・総務・厚生労働省）

一、土地改良長期計画について（決定）（農林水産省）

一、観光立国推進基本計画について（決定）（国土交通省）

一、英国首相デービッド・キャメロン閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）

○法律案

一、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（決定）（財務省）

一、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）

一、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務・総務・文部科学省）

一、子ども・子育て支援法案（決定）（内閣府本府・財務・文部科学・厚生労働省）

一、総合こども園法案（決定）（内閣府本府・財務・文部科学・厚生労働省）

一、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（決定）（内閣府本府・財務・文部科学・厚生労働省）

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２４年（ヘ）第１号

北海道旭川市神楽三条２丁目２番９号
申立人　株式会社ノムラ
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月27日
平成24年３月13日　旭川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＦ51575
金額　107,751円
支払期日　平成24年５月５日
支払地　北海道旭川市
支払場所　株式会社北陸銀行旭川支店
振出日　平成23年12月26日
振出地　白地
振出人　株式会社ノムラ　代表取締役　野村幸生
受取人　ハウジング山地株式会社
最終所持人　申立人

平成２４年（ヘ）第２号

埼玉県川口市大字安行領根岸５番地
申立人　廣橋工業有限会社
代表者取締役　廣橋　宴
権利を争う旨の申述の終期　平成24年６月25日
平成24年３月14日　さいたま簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｉ408197
金額　2,500,000円
支払期日　平成24年２月20日
支払地　埼玉県さいたま市
支払場所　株式会社武蔵野銀行北浦和支店
振出日　平成23年11月28日
振出地　埼玉県さいたま市浦和区
振出人　株式会社田中工務店　代表取締役　田中　一成
受取人　申立人
最終所持人　申立人